

觀世音菩薩

166
180

觀世音六卷

○普門品の大意

大悲觀世音の應現利益は、一處と見て至らざるはなし。而して此菩薩の慈悲は娑婆世界の衆生を深く因縁あるべし。極苦與樂の利益を與へ玉ふと猶は響きの聲に應するが如し。皆聞く菩薩は良顯兩種を以て此土の衆生を濟度し玉ふと其利益は、七難に罹る者をも悉く離れて福業を獲共しめ、其顯益は三十三身法を總て王侯士庶男女に至るまで普く出世微妙の法筵を垂れ、三毒を轉じて三智と爲し、速かに佛陀の妙果に至るを得せしむ。是れ施無畏者か殊勝の菩薩にして、娑婆世界に於て、苦の衆生を憐愍乞利益を施し玉ふものなり。佛も觀世音菩薩はもど正明法如來を申す報身の佛にてましませきも、衆生として抜舌與樂ならしめん爲、妙覺を辭し菩薩の位に即て、よく世間の苦を救ひ玉ふの御名なり、約て云ば觀はみるともさくとも通す、世は世間の事、君は。ゑとも讀む故に、世間の人、此佛を信する音を聞いて、則ちその心を察して、其諸願を充しめ玉ふと也、また御手に蓮華をもち、寶冠に瑞陀を戴き玉ふは、蓮華は次に云ふ

蓮華經の意なり。觀音は因の菩薩、彌陀は果の如來とす。即ち花と實との如じ。されば彌陀、觀音同一體の義と表じ。華さけば實を生ず。故に惡をなせば惡報來り。善となせば善報來るよじを明じ玉人なり。普門品とは此經の名目なれど、その意を解は。普はあまねくと讀み。門はかどとよひ。普も世間の苦を救ひ給ふ經の門口と云義なり。それ觀音經は、妙法蓮華經二十八品のうち第三十五にあたる。まづかの經二十八品といふは、第一序品、第二方便品、第三譬喻品、第四信解品、第五醜草證品、第六授記品、第七化從證品、第八五百弟子授記品、第九授學無學人記品、第十法師品、第十一見寶塔品、第十二提婆達多品、第十三勸持品、第十四安樂行品、第十五從地涌出品、第十六如來壽量品、第十七分別功德品、第十八隨喜功德品、第十九法師功德品、第二十常不經菩薩品、第二十一如來神力品、第二十二曇累品、第二十三藥王菩薩本事品、第二十四妙音菩薩品、第二十五觀世音菩薩普門品、第二十六陀羅尼品、第二十七妙嚴王本事品、第二十八普賢菩薩觀發品。是を法華經八の卷とす。元來法華經の卷數は廣大にして、二十六理の地に布充る許なるを、羅什三藏その肝要なる所を摘要で二十八品

載なじたりといふ。抑この經は諸經の最第一にして、この經文を受持するときは、福圓滿、災難消除、諸願滿足、如意吉祥なると願ひうつる影の如じ。既中この普門品は、その中の隨一とす。その故は四要文とて肝心の要文四品おり、是を人の身に詰べて、方便品第四を心とし、壽量品第十六を命とし、安樂行品第十四を眼とし、普門品第二十九を咽喉とす。さればこの四つの品みな人身の肝要にして、一つも缺ては活べからず。そのうち別て肝要なるは普門品の咽喉なり。人軀今日食をもつて本とす。若咽喉塞がる時は食を腹中に送るによじなし。食腹中に入されば心自用を弊ずべからず。毒も隨て盡ぬべし。て、と以て普門品は最第一なる經王のうちの、また最勝といふべきのみ。故にその无量无邊實に限かなき功德のはどを、國字書にして解し易くし一切の衆生をしてその信を益しめんとす。

○妙法蓮華經觀世音菩薩普門品第廿五
爾時に無盡意菩薩、即ち從座起て、偏に右の肩を袒て、合掌し、佛に向ひたてまつりて、是の言を作さぐ。世尊、觀世音菩薩は何の因縁を以てか、觀世音と名けたてま

うるや。佛無盡意菩薩に告たまはく。善男子。もし無量の百千萬億の衆生ありて、諸
諸の苦惱を受んに、是觀世音菩薩をさへて、一心に名を稱へば、觀世音菩薩即時に
其音聲を觀じて、皆な解脱することを得せしめん。もし是の觀世音菩薩の、名を持こ
とあらん者は、たどひ大火に入とも、火も燒こと能はず、是菩薩の威神力に由るがゆ
あなり。もし大水のために漂されんに、其名號を稱ば、即ち淺き處を得ん。もし百千
萬億の衆生ありて、金銀、琉璃、陣礫、瑪瑙、珊瑚、琥珀、真珠等の、寶を求ひが爲に、
大海に入んに、假使黒風、其船舫を吹て、羅刹鬼の國に墮墮すとも、其中に若乃至一
人にも、觀世音菩薩の名を稱ふる者有ば、是諸人等、皆羅刹之難を解脱するを得
充。是因縁を以て、觀世音と名づく。」若復人ありて、當に害せらるべきに臨て、觀
世音菩薩の名を稱者、彼執ところの刀杖尋で段々に墮て、解脱を得ん。若三千大千
國土の中に滿らん、夜叉、羅刹來て、人を惱さんと欲に、其觀世音菩薩の名を稱るを
聞者、是の諸々の惡鬼、尙し惡眼を以つて之を視とだも能はず、況や復害を加えや。
假ひ復入有て、若は罪あり、若は罪無きに、杻械枷鎖に、其身を檢擧せられた

也。觀世音菩薩の名を稱へば、皆悉く斷壞して即ち解脱するとを得ん。若じ三千大千國
土の中に滿る、怨賊有に、一人の商ありて、諸の商人を將て、重寶を濟持じて、險路
を経過せんに、其中に一人、是唱を作て言、諸々の善男子恐怖を得こと勿れ、汝等、
當に一心に觀世音菩薩の名號を稱へたてまつるべし、是菩薩は、能無畏を以て、衆生に
施したまふ、汝等若し名を稱へば、此怨賊に於て、當に解脱すること得べしと、衆の
商人聞て、俱に聲を發して、南無觀世音菩薩と云ん、其名を稱ふるが故に、即解脱す
ることを得ん、無盡意、觀世音菩薩、摩訶薩の威神之力、魏々たると如是。」若衆生有
て、淫欲多からんに、常に念じて、觀世音菩薩を恭敬せば、便欲を離ことを得ん、若
瞋恚多からむに、つねに念じて、觀世音菩薩を恭敬せば、便瞋恚を離ことを得ん、若愚癡
多からんに、常に念じて、觀世音菩薩を恭敬せば、便世を離とを得た、無盡意、觀世
音菩薩は、如是等の、大威神力ありて、饋益する所多し、是故に衆生、常に心に念す
べし。」若女人ありて、假令男を求んと欲して、觀世音菩薩を禮拜し、供養せば、便ち
福徳智慧の男を生せん、假ひ女を求んと欲せば、便ち端正有相之女の、宿德本を植

衆人に愛敬せらる、を生せん、無盡意、觀世音菩薩は、如是の力あり、若し衆生
有て、觀世音菩薩を、恭敬し禮拜せば、福、唐捐ならず、是故に衆生、皆觀世音菩薩
の名號を受持すべし、無盡意、若人ありて、六十二億、恒河沙の菩薩の名字を受持し、
徒形を盡まで、飲食、衣服、夜具、醫藥を供養せば、汝が意に於て云何、是善男子、
善女人の功德は、多や、否や無盡意の言さく、甚はだ多し、世尊、佛の言、若復人も
りて、觀世音菩薩の名號を受持し、乃至一時も禮拜し、供養せば、是二人の福、正等、
にして異ことなし百千萬億劫に於て、窮盡べからず、無盡意、觀世音菩薩の名號を受
持せば、是の如きの、無量無邊の、福德の利を得ん。
世尊、觀世音菩薩は、云何が、此娑婆世界に遊たまひ、云何してか衆生の爲に、法を
說たまよ、方便之力、其事云何、佛、無盡意菩薩に告たまはく、善男子、若國土の衆生
有がて、佛身をもちて、得度すべき者には、觀世音菩薩、即ち佛身を現じて、爲に法を
說、辟支佛の身を以て得度すべき者には、即ち辟支佛の身を現じて爲に法を說、聲聞の
身を以て、得度すべき者には即ち聲聞の身を現じて、爲に法を說く、梵王身を以つて、

には即ち、童男童女の身を現じて、爲に法を説く。天龍、夜叉、乾闥婆、阿脩羅、迦樓羅、緊那羅、摩睺羅伽、人、非人等の身を以て得度すべき者には、即ち皆之を現じて、爲に法を説く。孰金剛神を以て得度すべき者には、即ち孰金剛神を現じて、爲に法を説く。無盡意、是觀世音菩薩は、如是の功德を成就し、種々の形を以て諸の國土に遊て、衆生を度脱す。是故に汝等、當に一心に、觀世音菩薩を供養すべし。是觀世音菩薩、摩訶薩は、怖畏急難の中に於て、よく無畏を施す。是故に此娑婆世界に、皆之を號たてまつりて、施無畏者とす。無盡意菩薩、佛にまうして言ひて、世尊、我れ今當に、觀世音菩薩を供養したてまつるべしと、即ち頸の、衆の寶珠の瓔珞の、價直百千兩の金なるを解て、もちてこれを與たてまつりて、是言を作く。仁者此法施の、珍寶の瓔珞を受たまへ、時に觀世音菩薩、あへて之を受たまはず、無盡意また觀世音菩薩にまうして言ふ。仁者われらを懸かゆゑに、此瓔珞を受たまへ、爾時に佛、觀世音菩薩に告たまばく、當に此無盡意菩薩、および四衆、天、龍、夜叉、乾闥婆、阿脩羅、迦樓羅、緊那羅、摩睺羅伽、人、非人等をあわれむが故に、是瓔珞を受べし。即時に觀世音菩薩、もろくの四衆、

ねばび天、龍、人、非人等を懸かゆゑに、其瓔珞をうけて、分て二分となじて、一分は釋迦牟尼佛に奉り、一分は多寶佛塔に奉りたま候。無盡意、觀世音菩薩は、如是の自在神力わたりて、娑婆世界に遊ぶ。爾時に無盡意菩薩、偈をもちて、問たてまつりて曰、「世尊は妙相を具したまへり、我いまかさねど、彼を問たてまつらん。佛子、何の因縁在りてか、名づけて觀世音と爲る。妙相を具足したまへる尊、偈をもちて、無盡意に答たまはく、なんぞ觀音の行を聽け、よく諸々の、方所に應じ、弘誓の深こと海の如し、劫を歷とも不思議、多千億の佛に侍て、大清淨の願を發せり。我汝が爲に畧して説ん、名を聞、れよび身を見たてまつり、心に念じて、空しく遇きされば、能諸有の苦を滅せん、たどひ害の意を與じて、大なる火坑に推落さんに、彼觀音の力を念せば、火の坑變じて池とならん。或は巨海に漂ひ流て、龍魚諸鬼の難あらんに、彼觀音の力を念せば、波浪も沒すると能はず。或は須彌の峰に在て、人の爲に推墮されんに、彼觀音のちからを念せば、日の如にして、虚空に住せん。あるひは惡人に追れて、金剛山より墮落せんに、彼觀音の力を念せば、一毛とも損すると能はず。或は怨賊の燒て、各々刀

とどりて、害を加ふるに值に、彼觀音のちからを念せば、乞ひトトクすなはち慈心を起さん、或は王難に苦に遭て刑せらるゝに臨の盡終とせんに、彼觀音の力を念せばつるぎ尋段々に壞なん、或は枷鎖に囚禁せられて、手足に杻械を被んに、彼觀音の力を念せば、釋然として、解脫するとを得ん。呪租もろくの毒薬にて、身を害せんと所欲もの、彼觀音のちからを念せば、還く本人に著なん、或は惡羅刹、毒龍もろくの鬼等に遇に、彼觀音の力を念せば時に、遙く本人に著なん、或は惡羅刹、毒龍もろくの利牙爪ありて怖べからんに、彼觀音の力を念せば疾無邊の方へ走なん、蛇蝎氣毒煙火の燃ごときあらんに、彼觀音のちからを念せば聲に尋て自ら廻去ん、雲雷鼓掣電し、雷を降し、大なる雨を渦んにかの觀音の力を念せば時に應じて、消散するとを得ん、衆生因厄を被りて、無量の苦、身を逼んに、觀音妙智の力、よく世間の苦を救ふ、神通力を具足し、廣く智の方便を謝して、十方の諸の國土に、刹として身を現せずといふとなし、種々もろくの惡趣、地獄、鬼、畜生、生老病死は苦以て漸く悉く滅せじむ、異觀淨觀、廣大智慧觀、悲觀るよび慈觀あり、常に願、つねに瞻仰す。

べし、無垢清淨の光ありて、慧日諸の闇を破し、能災の風火を伏して、普く明かに世間を照す、悲體の戒は、雷のごとく震ひ慈意の妙なると、大なる靈の如し甘露の法雨を澍きて、煩惱の焰を滅除す、諍ひ訟へて官處に經、軍陣の中に、怖畏せんに、彼觀音の力を念せば、諸の怨悉く退散せん、妙音觀世音、梵音海潮音勝彼世間音あり、是故に須く常に念すべし念々に疑を生ずると勿れ、觀世音淨聖は、苦惱死厄に於て、能爲に依怙と作り、一切の功德を具して慈眼をもちて衆生を視す、福聚の海無量なり、是故に頂禮すべし、爾時に持地菩薩、即ち從座起て、前て、佛に申て言ふく、世尊若衆生ありて、是觀世音菩薩品の、自在之業、普門示現の、神通力を聞者は、當に知べし、是人は功德少からず、佛は是普門品を説たまふ時、衆中の八萬四千の衆生みな無等々の、阿彌多羅、三藐三菩提心を發しき」南無大慈大悲觀世音菩薩 三稱

○觀音大士十大願

南無大悲觀世音

願我速知一切法

南無大悲觀世音

願我早得智慧眼

南無大悲觀世音 願我速度一切衆

南無大悲觀世音

願我早得善方便

南無大悲觀世音

願我速乘船若船

南無大悲觀世音

願我早得越苦海

南無大悲觀世音

願我速得戒定道

南無大悲觀世音

願我早登涅槃山

南無大悲觀世音

願我速會無爲舍

南無大悲觀世音

願我早同法性身

我若刀山に向は、刀山自ら摧折せん

我若火湯に向は、火湯自ら消滅せん

我若地獄に向は、地獄自ら枯竭せん

我若餓鬼に向は、餓鬼自ら飽滿せん

我若修羅に向は、恶心自ら調依せん

我若畜生に向は、自ら大智慧を得ん

觀世音、南無大悲觀世音

三遍 南無阿彌陀佛

十遍 南無釋迦牟尼佛

五遍

○延命十句觀音經

(高皇觀音經ともいふ)

觀音、南無大悲觀世音

常樂我淨、朝念觀世音暮念觀世音念

慈從心起、念念不離心、

○觀音和讚

○歸命頂禮觀世音

昔かじは勝寶妙如來

未來是光明功德佛

○十大願の海々かく

今此娑婆に示現して

生とし生る者のため

○大悲大悲の手を垂て

種々に濟度を成給ふ

○一の月のうつる如く

十九の說法有がたく

○二十三に身をわけて

觀恩れいげん新なり

○二求兩願も成就せり

若し人現世は安穩に

○常々菩薩を念すべし

念被觀音の其ちから

○無量の福徳集まりて

春の晨たに鳴とりも

○畢竟梵音海潮音

聞聲悟道の法のこゑ

○拏また行者の臨終は

蓮の臺をさゝげ来て

○是此菩薩を信せむば

渡に船をいひならん

○童男童女に至るまで

念々疑ふこゝろなく

○南無大悲觀世音

奄阿盧利伽婆婆詞

○禮拜偈

能禮所禮性空寂

自身他身體無二

願共衆生大解脫

獲無上意歸三寶

○懺悔文

我昔所造諸惡業

皆由無始貪嗔癡

從身語意之所生

一切我今皆懺悔

○觀音經秘鍵 世尊妙意觀世音金銀座寶之蓮華者歷劫不思議之波立心得之深顯弘誓深如海之舟者此來不傾還著於本人之釵以兇俎諸毒藥之病滅念彼觀音之力於合諸欲害身之敵滅發大清淨願之灑水者煩惱妄想之垢雪我以汝略說之草木者聞名及見身之波種心念不空之風吹者能滅諸有苦之雲晴念勿生之月明照推落大火之雨降者火坑之火消滅即從座起上金以和光垂跡之利物顯雲雷鼓掣雷降電樹大雨者皆是觀世音之佛力也奉唱福聚海無量闍浮檀金之家內皆是法性之春以偈門曰之華開我今重問彼之秋露者世尊妙相具之草木宿事无レ疑生死之病種因緣之藥給慈眼視衆生福聚海無量是故應頂禮念彼觀音力諸願成就皆令滿足急急如律令

○三十三體觀音 龍頭觀音 持經觀音 圓光觀音 遊戲觀音
右觀音經秘鍵是弘法大師の普門品の内にて肝要の文を抜萃し給ひ秘鍵と号けしを後に平家の大將景清の終身讀誦せしにより俗にこれを景清經と云ふと雖も實は弘法大師の選なり穴質

○七觀音 千手觀音 馬頭觀音 十一面觀音 如意輪觀音 準提觀音
不空羅索觀音 聖觀音

○六觀音○十四日 大悲觀音 又は千手に變す又千手經には不空絹索とも千光眼とある名づく、此菩薩を稱念すれば破戒の罪をめつして地獄道の苦をまぬがる、なり○八日大慈觀音 又は聖觀音に變す、此菩薩を稱念すれば慳貪の罪をめつして餓鬼道のくるしみを免がる○十五日 獅子無畏觀音又は馬頭に變す、此菩薩を稱念すれば瞋恚の罪をめつして畜生道のくるしみをまぬがる○廿九日 大光普照觀音 又は十一面と變す、此菩薩を稱念すれば散亂の罪をめつして修羅のくるしみをまぬがる○廿三日 天人丈夫觀音 又は準提に變す、此ばさつと稱念すれば懈怠の罪をめつして人道のくるしみを

まぬかる○晦日、大梵深遠觀音。又は如意輪に變じ、此菩薩を稱念すれば愚痴の罪をめつして天道のくるしみをまぬかる。此六觀音の外に白衣觀音、葉衣觀音、六字觀音、青頭觀音、多羅觀音、等あり。但し彼普門品に説き玉ふ處の觀音は斯のとく六觀音等の異像異号の差別いまだ分らざる以前惣体の正觀音と心得べきものなり」

○西國巡禮の由來。抑も西國三十三所と云ふ事は何時頃より初まりて、何程の功德ある事ぞと尋ねるに、人皇四十代元正天皇養老二年成午二月十五日、長谷寺の開山德道上人の閻魔王の仰に依て、初めて中山觀世音を一番として巡禮し給ふ。其後人皇五代花山院と申し奉る帝、紀州熊野へ御參詣ありしより、熊野の那智山を一番の札所なす事とはなれり。審敷は「觀音靈場記」又は「御詠歌假名抄」等を拜覽せらるべし○巡禮をするに十種の徳あり○一には三惡道に迷はず○二には臨終正念なり○三には家に諸佛の影向あり○四には六觀音の梵字ひたるにあるべし○五には福智圓滿なるべし○六には子孫繁昌す○七には一生僧を供養するにあたる○八には補陀落世界に生す○九には決定す○十には、諸願成就すべし、又願禮したる人には極樂淨土へむかふべしとの御誓なり

十ヶの徳あり、又詠歌をさく時は其十分の一の利益を蒙るとなれば常々信心ありて詠歌をとなふべきなり。○一には、火難水難横死の難盜賊の難をのがれ○二には、惡畜をく虫すべて獸ものにあひ死する事なし○三には、毒藥無質の病をまぬかる○四には、雷電落馬の死をせず○五には、厄難ねつ病すべて流行病をうけず○六には、海川船に乗て風波の難をまぬかる○七には、壽命長久子孫は必ずようを守り給ふ○八には、諸神諸佛應護し給ふ○九には、諸願成就せむとじふとなし○十には、諸の罪障めつして極樂淨土へむかふべしとの御誓なり

○御詠歌の作者 花山院入覺法皇の一ヶ所に一首つ、奉納の勅吟にして佛眼、性空、辨光の三大徳の点作になりしものなす。○負摺の解 肩にかけし三幅のきぬは慈悲の三昧をして、中は彌陀如來、兩わきは觀音勢至としたるなり、始終を背なかに背奉り廻る事なり。さすれば十ヶの功德あるべき事なり。順禮の同行五人なれば六人と壹人づゝ増じて書とは、負摺を親とも觀音とも先達ともしてまはる故なり。又兩親ある人は兩脇を赤くするなり。晒白綿又は木綿

にてもよし、仕立様は丈二尺背筋わり、同じ丈の半巾を入れて縫ふなり、襟は一市四
ヶ割、わきは着脱の節、袖の通りよき様、はそ物を纏つけるがよし、つなぎは三寸
ばかりにてよし、又負摺の上に書く文字、納札、笠の上書等は口傳の有る物なれば、
僧を頼んで書いてもらうとよしとす、秩父、阪東いづれの法の同じ事なり、

○西國三十三所の詠歌及び里程並に本尊(十二ヶ國道法凡二百五十余里)

- 第一番 紀伊國牟婁郡 那智山 本尊如意輪 紀三井寺へ四十里
 - 「ふだらくや岸うつ波は三熊野の、那智のふ山にひく瀧津瀬」
 - 第二番 紀伊國名草郡 紀三井寺 同十一面 粉川寺へ六里
 - 「ふる里とはるへこに紀三井寺、花の都もちかくなるらん」
 - 第三番 紀伊國那智郡風市村 粉河寺 同千手千眼 卷尾寺へ六里
 - 「ちはめぐみの深く粉河寺、佛のちかいたのもしき身や」
 - 第四番 和泉國仙藥院 卷尾寺 同千手 藤井寺へ七里
 - 「深山路や檜原まづばらわけゆけば、牧の尾寺に駒ぞいさめる」
 - 第五番 河内國丹南郡 藤井寺 同十一面千手座像 壺阪寺へ七里
 - 「まいるより頼をかける藤井寺、はなのうてなにむらさきの雲」
 - 第六番 大和國高市郡 壺阪寺 同千手千眼 岡寺へ二里
- 「いわをたて水をたへて壺阪の、庭のいさごも淨土なるらん」
- 第七番 大和國高市郡 岡寺 本尊如意輪 長谷寺へ三里
 - 「今朝見ればつゆ岡寺の庭の苔、さながら瑠璃の光りなりけり」
 - 第八番 大和國城上郡豊山 長谷寺 同十一面 南圓堂へ七里
 - 「幾度もまいるこゝろははつせ寺、山もちかひも深きたにかわ」
 - 第九番 大和國添上郡奈良 南圓堂 同不空絹索 三室戸寺へ十里
 - 「春の日は南圓堂にかやきて、三笠のやまにはる、うすくも」
 - 第十番 大和國宇治郡明星山 三室戸寺 同千手 醒醐寺へ三里
 - 「よもすがら月を三室戸あけ見れば、宇治の川瀬に立はしら浪」
 - 第十一番 山城國宇治郡 上醍醐寺 同準提觀音 岩間寺へ五十丁
 - 「逆縁もあらせですくふ願なれば、巡禮をふはたのもしきかな」
 - 第十二番 近江國志賀郡 岩間寺 同千手 石山寺へ五十丁
 - 「水かみは何國なるらん岩間寺、きしうつ浪にまつかせのとど」
 - 第十三番 近江國勢田郡 石山寺 同如意輪 三井寺へ二里
 - 「後の世をねがふこころはかるくとも、佛の誓ひともさじし山」
 - 第十四番 近江國志賀郡 三井寺 同如意輪 新熊野へ三里
 - 「出でひるや波間の月は三井寺の、鐘のひきに明るみつうみ」

- 第十五番 山城國洛東 新熊野 本尊一面 清水寺へ三十丁
「ひかしより立と申しらぬ今熊野、佛のちかひあらたなりけり」
- 第十六番 京都東山 清水寺 同一面千手 六波羅へ八丁
「松風やそとはの瀧は清水の、むすぶこころはすすしかるらん」
- 第十七番 京都大和小路 六波羅密寺 同一面 六角堂へ十八丁
「山をもくとも五の罪はよもあらじ、六波羅寺ゑまいる身なれば」
- 第十八番 京都頂法寺 六角堂 同如意輪 革堂へ十八丁
「わが思ひこゝろの中は六の角、たゞまろかれど禱るなりけり」
- 第十九番 京都行願寺 一條草堂 同千手 善峯寺へ四里
「花を見て今はのそみも革堂の、庭のちくともなかりなりけり」
- 第二十番 山城國乙訓郡西山法華院 善峰寺 同千手 穴穗寺へ四里
「野をもすき山路にむこう雨のそら、善峯よりも晴るゆふだち」
- 第二十一番 丹波國東田郡僧我部郷 穴穗寺 同聖 總持寺へ六里
「かかる世に生れある身のあなうやど、思ひて頼め十聲ひと聲」
- 第二十二番 舞津國鳴下郡 總持寺 同千手 勝尾寺へ二里半
「おじなみておかさいやしき總持寺の、佛の教を頼まぬはなし」
- 第二十三番 舞津國豊島郡 勝尾寺 同千手 中山寺へ二里十丁
「あわれみやあまねき門を品々と、なにをか浪のこゝに清みを」
- 第二十六番 播磨國加西郡 法華山 同千手 曹寫山へ六里三丁
「春は花なつはたちばなあきはきく、いつもたへなる法の華山」
- 第二十七番 播磨國 曹寫山 同如意輪 成相寺へ廿七里
「はるくとのばれば書寫の山をろじ、松の響も御法なるらん」
- 第二十八番 丹後國興謝郡世谷山 成相寺 同聖 松尾寺へ十三里
「浪の音まつのひ、きも成相の、かせ吹き渡るあまのはしたて」
- 第二十九番 丹後國青葉山遍照院 松尾寺 同馬頭 竹生島へ十九里半
「其かみも幾代へぬらんためしには、千歳をこゝに松の尾の寺」
- 第三十番 近江國淺井郡 竹生島 同千手 長命寺へ十六丁
「月とともに浪間にうかぶ竹生島、船にたからを積こゝちせよ」
- 第三十一番 近江國蒲生郡妙綺耶山 長命寺 同聖 觀音寺へ三里半
「八千歳ややなきに長命寺、ばくぶあゆみのかざしなるらん」

- 第三十二番 近江國神崎郡蘆浦石寺村織山觀音寺 本尊 千手 谷汲山へ十九里
「わなとぶとみちひき給る觀音寺 遠き國よりはこぶわゆみを」
○第三十三番 美濃國大野郡 谷汲山 同 十一面 (此處納札又をいつるををさむる寺)
「今朝までは親とたのみし負摺を、ぬきでとさめる美濃の谷汲」

●阪東三十三所詠歌及び並に里程本尊(八ヶ國道法凡三百三十餘里)

- 第一番 相模國鎌倉郡杉本寺 二階堂 本尊十一面 (一一番へ半里)
「頼みあるしるしなりけり杉本の、誓ひは未の世にもかはらビ」
○第二番 全國三浦郡海前山 岩殿寺 同 十一面 (二一番へ半里)
「極樂をこ、に三浦の岩殿や、なほゆくすえのたのもしきかな」
「たちよりて天の岩戸を推し開き、佛ををかむみこそたのもし」
○第三番 相模國鎌倉郡田代堂 安養院 同千手觀音 (四番へ半里)
「枯きにも花咲くちかひ田代寺、よをのぶつなの跡ぞひるしき」
○第四番 同 郡海光山 長谷寺 同 十一面 (五番へ五里)
「はせ寺へまいりて沖をながむれば、由井のみきはに立は白波」
「ひとたびは誰もあゆみをはせ寺の、誓ひにふけるゆいの濱風」

- 第五番 相模國足柄郡飯泉山 勝福寺 同 十一面 (六番へ九里)
「かなはねばたすけたまへと祈る身に、ふねに寶をつむは飯泉」
「せめてはどる、くる跡の馬舟に、かすのだからをわかす飯泉」
○第六番 相模國愛甲郡飯上山 長谷寺 同十一面大士 (七番へ三里)
「いやま寺たちそめしより盡せぬは、入りわひひく松風の音」
○第七番 相模國大住郡金井山 光明寺 同 聖 (八番へ三里)
「なにごともいまはかないの觀世音、二世安樂とたれか祈らん」
「何ごとも祈る願ひのかなひ寺、此世のちの世たのもしきかな」
○第八番 同 國愛甲郡妙法山 星谷寺 同 聖 (九番へ十八里)
「さわりなす迷ひの雲を吹き晴し、月もろともにとかひ星のや」
○第九番 武藏國比企郡都史山 慈光寺 同 千手 (十番へ四里)
「聞くからに大慈大悲の慈光てら、誓ひもともにふかさいわ殿」
「たのもしやしのぶり山に登り来て、其あかつぎのえにし結ば」
○第十番 同 郡岩殿山 正法寺 同 千手 (十一番へ三里)
「後の世のみちをひくみの觀世音、此世をともにたすけ玉へや」
「詣て来るうき世の人をもらなどと、誓ひのあみをひきの岩殿」
○第十一番 横見郡吉見村 安樂寺 同 聖 (十二番へ三里)

- 「吉みよと法の岩戸をおし開き、照すめぐみのかぎりなきかな」（十九番へ二十里）
- 第十二番 瑞玉郡岩槻村 慈恩寺 同 幸手（十三番へ九里）
- 「慈恩寺へ参る我身もたのもじや、浮ひ景色を見るにつけても」
- 「法のはなには人はやしの寺のいけ、沈むる身さへうがむ七島」（十四番へ）
- 第十三番 東京金龍山 浅草寺 同 聖
- 「深きとが今よりのちはよもあらじ、罪あざ草へ参るみなれば」
- 「日はくれて野にはふすとも宿かるな、浅草寺のしづやのうち」
- 第十四番 倉岐郡瑞應山 弘明寺 同 十一面
- 「今度は君のをふせの弘明寺へ、江戸しな川をうらに見てゆく」
- 「ありがたや誓の海をかたひけて、ごとく恵にさめるほのやみ」
- 第十五番 上野國高崎白岩山 長谷寺 同 十一面
- 「たれもみないのる心は高崎、はづせの誓ひたのもじきかな」
- 「みなひとのいのる心は白岩の、くちぬ誓ひのたのもじきかな」
- 第十六番 相撲國群馬郡五穂山 水澤寺 同 小聖通
- 「たのみくる心もきよき水澤の、ふかき願ひとうるびうれしき」
- 第十七番 下野國都賀郡出流山 満願寺 同 十二面
- 「古郷をはるゝこゝへ立出る、わかゆく末はいめくなるらん」
- （十六番へ十五里）
- 第十八番 同 中禪寺 同 十一面
- 「中禪寺のはりてをかむ水湖の、うたのはまぢに並はじらぬみ」
- （十九番へ二十里）
- 第十九番 下野國河内郡天海山 大谷寺 同 千手
- 「ふだ落やのばりてとがむ水湖の、さしにたつ木の誓ひ久しき」
- （二十番へ十三里）
- 第二十番 下野國芳賀郡益子村獨股山西明寺 同 十一面
- 「名を聞めくみ大谷の觀世音、みちびきたまへ知も知らぬも」
- 「なをきくも深き恵みにをんや寺、いのる信のしるしなるかな」
- （廿一番へ四里半）
- 第二十一番 常陸國久慈郡八溝山 日輪寺 同 十一面
- 「西明寺誓ひをこゝにたづねれば、つひの住家は西とこそきけ」
- 「たづねくる人に恵みのますこ山、つひの住家にみちびきの寺」
- （廿二番へ十八里）
- 第二十二番 久慈郡妙福山 佐竹寺 同 十一面
- 「まよひ身かいまはやみどへ參り来て、佛の誓ひ山もかゞやく」
- 「ふみ迷ひやみぞの峰の雲晴て、月のひかりを見るぞうれしき」
- （廿三番へ十三里）
- 第二十三番 桃城郡佐白山 正福寺 同 千手
- 「いつまでも直なるみよの佐竹寺、法のさかへも限りなきかな」
- 「一すじに千代をこめたる佐竹寺、かすみがくれに見ゆる村松」
- （廿四番へ六里）
- 「はるゝと登りてをかむ佐白山、いつもたゑせぬ松風のをと」

「夢の世のねむりもさめふ佐白山、たゑなる法やひゞぐ松がせ」

○第二十四番 真壁郡雨引山

樂法寺 本尊十一面

(廿五番へ四里半)

「常陸なるはとけの山を打てて、雨引てらといそくこのたびへたてなきちかひをたれもおとぐべし、佛の道に雨ひくの山」

○第二十五番 筑波郡筑波山中禪寺

大御堂

同 千手

(廿六番へ三里)

「おほみそう鐘は筑波の峰に立て、かた夕暮にくにどこひしきわしの山問来てこよにつくばねの、神や佛の御くにとぶなる」

○第二十六番 筑波郡南明山

清瀧寺 同 聖

同 十一面

(廿七番へ九里)

「我こうろ今より後わにこらじな、清たき寺へまいるみなれば」

○第二十七番 下總國海上郡飯沼山

圓福寺 同

同 十一面

(廿八番へ廿里)

「このごろは萬のことを飯沼に、聞もならはぬなみのととかなたぐひなき恵みをなんと飯沼の、深きかひは汲む人ぞ知る」

○第二十八番 下總國香取郡滑川山

龍正院 同

同 十一面

(廿九番へ廿一里)

「をとに聞なめ川山のけさか淵あみごろもにて救ひなりけり千葉寺へ參る我みもなのしもしや、岸うちなみに舟を浮める」

○第二十九番 下總國葛飾郡海上山

千葉寺 同

同 十一面

(三十番へ)

「わきいでる薬の水をなめ川の、淵にちかひのみねぞうがべる」

○第三十番 上總國望陀郡平野山

高倉寺 同 圣

同 十一面

(三十一番へ五里半)

「はるくと登りて拜ひ高倉や、淵にうつろふむさばなるらん」

○第三十一番 上總國垣生郡大悲山

笠森 同

同 十一面

(三十二番へ五里半)

「雲はれてあさはを照す月かけの、光をこゝにあほぐたかくら」

○第三十二番 上總國夷隅郡音羽山

清水寺 同

同 千手

(三十三番へ廿一里)

「にぐるも千ひろのそこは澄にけり、清水寺に結ぶあがをけ」

○第三十三番 安房國長狹郡補陀落山那

吳寺 同

同 千手

(三十四番へ廿里)

「よだらくはよそには非セ那の寺、岸打波を見るにつけても」

● 秩父三十四所詠歌及び里程並に本尊(武藏一郡道法凡廿三里餘)。

○第三十四番 拂谷村誦經山曹洞宗 四萬部寺 同 正 (三番へ廿三丁)

○「ありがたやひとまきならぬのりのはな、かすわしまぶのてらのいにしへ」

○第二十一番 山田村大棚山禮洞宗 真福寺 同 圣

- 「めぐらさてたのみをかけじたはたなの、ちかひるふがきたにがはのれど」「
○第三番 山田村岩本山曹洞宗 常泉寺 本尊 聖 (四番へ十二丁)
○「すんだらくやいはもとでらとがむべし・みねのまつがせひくくたきうせ」
○第四番 山田村高谷山曹洞宗 金昌寺 同 十一面 (五番へ十二丁)
○「あらたかにまいりて拜むくわんせふん、ニセおんらくとたれもしのらん」
○第五番 横瀬村小川山語歌堂臨濟宗長光寺 同 淳 提 (六番へ十九丁)
○「ち、は、のめぐみもふがきこがのだう、だいじだいひのちかひたのもし」
○第六番 横瀬村向陽山ト雲寺曹洞宗荻野堂 同 聖 (六番へ五丁半)
○「はつあきのかせふきひすぶをきのだう、やきかかのよにゆめぞさめける」
○第七番 横瀬村清泰山臨濟宗 西善寺 同 十一面 (八番へ十一丁)
○「ろくたうとかねでめぐりて必ずむべし、またのちのよをきくもう」
○第八番 横瀬村清泰山臨濟宗 西善寺 同 十一面 (九番へ十五丁)
○「たよたのめまごとのときはさいせんじ、きたり御かへんみだのよをそん」
○第九番 横瀬村明星山臨濟宗 明智寺 同 如意輪 (十一番へ廿丁)
○「めどりきてそのなをきけばめげちでらべどるゆつまほくあらざるらん」
○第十番 横瀬村萬松山曹洞宗 大慈寺 同 聖 (十一番へ七丁)
○「筑たすらにたのみをかけよたにひてら、ひづのちまたのよにかわるべし」

- 第十一番 大宮町坂氷山天台宗 常樂寺 同 十一面 (十二番へ十丁)
○「すつみとがもきえよといのるさかこはり、あさひはさうでのふひか、やく」
○第十二番 大宮町佛道山臨濟宗 野坂寺 同 聖 (十二番へ九丁)
○「れいのみにくはしきものはのさかでら、いまれもひしれのちのよのみち」
○第十三番 大宮町旗下山曹洞宗 慈眼寺 同 聖 (十四番へ五丁)
○「みてにもつばぢすのは、きのこりなく、うきよのちりをはたのしたでら」
○第十四番 大宮町長岳山真言宗 今宮寺 同 聖 (十五番へ六丁)
○「ひかじよりたつともしらぬ今みやへ、まいるこ、るはじやうどなるらん」
○第十五番 大宮町五葉山内舊藏福曹洞宗少林寺同 十一面大士 (十六番へ六丁半)
○「みどりこのは、そのもりのそうふくじ、ち、もひともにちかひもらすな」
○第十六番 大宮町無量山真言宗 西光寺 同 千手 (十七番へ七丁)
○「さいこうじちかひをひとにたづねれば、つじのすみかはにしどことをけ」
○第十七番 大宮町實正山曹洞宗 定林寺 同 十一面 (十八番へ十丁)
○「あらまじをねもひさだめしばやしでら、かねき、あへずゆめぞさめける」
○第十八番 大宮町白道山曹洞宗 神門寺 同 聖 (十九番へ十丁)
○「たよたのめるくをくどもにだいじをば、かうとはたちてたすけたまへる」
○第十九番 大宮町飛淵山曹洞宗 龍石寺 同 千手 (廿番へ九丁)

- 「あめつちを、手をかすほせのうせなど、まいる人にはりしやうあるべし」
- 第廿一番 寺尾村法皇山真言宗 岩上寺 本尊 聖 (廿番へ六丁)
- 「こけむしろじきともとまれいはのうへ。たまのうてなもくちはつるみを」
- 第廿一番 寺尾村要光山矢之堂真言宗觀音寺 同 聖 (廿番へ六丁)
- 「わづれのみひるやのだうにまふてきて、ねがひしのうにあたるうれしき」
- 第廿二番 寺尾村花臺山童子堂真言宗榮福寺 同 聖 (廿三番へ十七丁)
- 「どくらくとこ、せみつけてわらべだら、のちのよまでもたのもしさかな」
- 第廿三番 寺尾村小鹿坂山臨濟宗 音樂寺 同 聖 (廿四番へ廿九丁)
- 「おんがくのみこゑなりけるおがさかの、じらべにかまふみねのまつかせ」
- 第廿四番 別所村白山天台宗 寶泉寺 同 聖 (廿五番へ廿四丁)
- 「あまとらすかみのは、そのいろかへで、なともふりぬるゆきのじらわせ」
- 第廿五番 久那村岩屋堂曹洞宗 久昌寺 同 聖 (廿六番へ三十丁)
- 「みなかみは、いづくなからんいはるだう、あるひともなくゆふひが、やく」
- 第廿六番 影森村萬松山臨濟宗 圓融寺 同 聖 (廿七番へ十二丁)
- 「たづねひりひすゑしみづのいはやだう、ご、ろのあかをす、がねはなし」
- 第廿七番 影森村月影堂曹洞宗 大淵寺 同 聖 (廿八番へ十三丁)
- 「なつやまやひげさがもとのうゆまで、さ、ろべだせぬわきのがけめり」
- 第廿八番 影森村石龍山曹洞宗 橋立寺 同 馬頭 (廿九番へ廿八丁)
- 「かうりのうみたちかざるはくものなみ、たぐひあらじとわたるはしだ」
- 第廿九番 中川村鎌戸山曹洞宗 長泉院 同 聖 (三十番へ一里)
- 「わけのぼりむすぶさ、のとれしひらき、ほとけをねがむみこそたのもし」
- 第三十番 白久村深谷山臨濟宗 法雲寺 同 如意輪 (三十一番へ三里)
- 「一しんになむくわんれんととなふれば、じひよかたにのちかひたのもし」
- 第三十一番 飯田村鷲窟山興言宗 觀音院 同 聖 (三十二番へ三里廿丁)
- 「みやまちとかきわけたづねみれば、わしのいはやにひ、くたまつせ」
- 第三十二番 般若村石船山曹洞宗 法性寺 同 聖 (三十三番へ三里廿丁)
- 「ねがはくははんにやの船にのりをひて、いかなるつみもうかぶなどとせへ」
- 第三十三番 下吉田村延命山曹洞宗 菊水寺 同 聖 (三十四番へ一里)
- 「はるやなつふゆもさかりのさくすいじ、あきをなめにそくるせしつか」
- 第三十四番 日野澤村日澤山曹洞宗 水潛寺 同 千手 (當山より一里四十五
メ三里〇東京へ凡廿里余)
- 「よぶづよのねがひとこ、にれさめをく、こけのしたようじつるみづかな」

○並門口印通俗講義

洋假綴美本全一冊
正價八錢郵稅二錢

この本は、若州の大徳瑞林師か、子女の爲に、觀音經の全部を講演せられしを、言文一致の、時流の筆記法にて、平かな文に記載せしものなれば、若し觀世音の深き靈験、普門品の有難き譯を知らんとせらる方々は、是非共壹本を購求し給ふべし。○三月中出版○五十部以上御求めの節は應分の割引仕候。

○小關泰法師著 櫻井寛宗師編
○西國十三所御詠歌假名鈔

半紙本木版全二冊
正價二十五錢郵稅六錢

この本は御詠歌の譯説をくわしく説き又三十三所の緣起靈驗等をも極く詳細に記載したり、俗を問はず觀音の信者は必ず一覽なすべき書なり。

○明治二十八年一月廿六日印刷
明治二十八年二月一日出版

定價金五錢

○編輯兼發行者 愛知縣名古屋市門前町十七番戸
三浦兼助
○所有權 愛知縣名古屋市伏見町三十三番戸
吉田源次郎
○印 刷 者

20-62



016123-000-8

特14-589

觀世音菩薩

三浦 兼助／編

M28.2

ABC-1987

